

専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



## 専 決 処 分 書

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

91,121円

2 賠償の相手方



令和8年8月5日

秦野市長 高 橋 昌 和



### 事故の概要

(1) 発生日時

令和8年5月24日（日）午前8時頃

(2) 発生場所

秦野市戸川485番地地先

(3) 事故の状況

所有の普通自動車が、上記場所の市道51号線を走行中、横断グレーチング前のアスファルト舗装の陥没箇所に左前輪を落とし込み、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵

(5) 本市の責任割合

70パーセント



縮尺 1 : 1500

